

いわみ暮らし留学事業委託仕様書

1 委託業務の名称

いわみ暮らし留学事業委託

2 委託業務の目的

本委託業務は、新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業の一環として実施する「いわみ暮らし留学事業」を通じて、都市部の若者に益田市での一定期間の就労・生活機会を提供し、地域課題の解決をなりわいとする体験活動を行うことで、中長期的な地域の担い手不足の解消の一助とするとともに、参加者（以下「留学生」という。）が益田市の多様な魅力を体感し、本市との関わりの深化と、将来的な移住・定住のきっかけを創出することを目的とする。

3 委託業務期間

業務委託の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

本業務で実施する内容は以下のとおりとし、別紙「いわみ暮らし留学事業 概要」及び「石見國コンソーシアム」の紹介ページ(https://note.com/iwami_ryugaku/n/nf765745767de)を参照とすること。

また、本業務の推進にあたっては、島根県が支援する「石見國コンソーシアム」と密接な連携を図ること。

加えて、「益田市中心間地域振興基本計画」の実現を目指す「益田市持続可能な地域づくり推進事業」とも連携を図ることで、より効果的・効率的に業務が遂行されるよう努めること。

(1) 受入れプログラムの作成、運営及び調整

- ・受入れプログラム作成にあたり、地域自治組織等への周知及び説明を行うこと。
- ・受入れプログラムは、地域自治組織等の運営を中心とした地域づくりに関するプログラムとすること。
- ・地域おこし協力隊インターン制度の活用が可能な2週間～3か月間の受入れプログラムを2地区以上で作成し、5名以上の受け入れを目標とすること。
- ・作成する各回のプログラムの具体的なテーマや内容、地区、実施時期については、市と協議の上、決定するものとする。

(2) 留学生の受入体制等の調整

- ・留学生の受入れにあたっては、市と受託者が同席する面談を行った上で決定することを想定していることから、希望者との面談の調整を行うこと。
- ・現地体験中に留学生の実費負担が想定される事項は募集時に明記すること。
- ・留学生が確定した際には、体験前に不安を軽減し、参加目的を明確化するための面談（WEB可）を実施すること。
- ・留学生に1日最大12,000円の報償費を支払うこと。

- ・留学生には、益田市のひとつづくりの取組を知る機会を提供すること。
- ・留学生が地域に円滑になじめるよう、受入地区に対し本事業の趣旨を周知し、地域との連絡調整、及び受入れ地区と留学生の関係構築を支援すること。
- ・留学生の活動及び生活をサポートし、地域行事やボランティア等を通じて住民との関係性を築く機会を提供すること。
- ・留学生の参加費は無料とし、集合場所までの交通費、宿泊費、食事代は留学生負担を基本とすること。
- ・事業実施後は留学生に対し、関わりの深化や市との継続的なつながりが持てるよう情報提供を行うこと。

(3) 石見國コンソーシアムとの連携

- 本事業の広報活動として募集期間内における十分な応募者数の確保のため、「石見國コンソーシアム」と連携し、的確かつ効果的なPR(ウェブサイト、SNS、相談説明会等)を図ること。
- ・「石見國コンソーシアム」に提出する募集記事を作成すること。記事の内容として、募集記事のタイトル、地区の紹介、受託団体の紹介、体験内容(仕事体験の内容、地域の時間体験等)、滞在先の紹介、どんな方に向いているか、募集受付期間を記載すること。イメージ写真等を添付すること。
 - ・「石見國コンソーシアム」が主催する募集説明会等に参加すること。
 - ・市が管理するウェブサイトの留学体験受入れプログラム掲載ページ用に、募集記事を作成すること。
 - ・活動終了後、市が管理するウェブサイトに留学体験の内容や感想を掲載するため、それらをまとめた記事を作成すること。

(4) その他

- ・受託者は、事業の実施に先立ち、契約締結後速やかに実施体制、工程計画等について業務計画書を作成し、市と協議の上、提出するものとする。
- ・市が「新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業」に係る連絡会議を開催する場合は、会議に出席すること。
- ・委託者からの変更指示等があった場合は、協議の上、業務内容の一部を変更すること。
- ・業務遂行にかかる必要経費については、最大の効果が得られるよう計画的に執行すること。
- ・万が一の事故等に備え、イベント保険への加入等、必要な対策を講じること。

5 対象経費

本業務に必要と認められる経費(人件費、謝金、留学生への報償費、旅費、役務費、需用費、研修に直接必要な食糧費、賃借料、委託費等)を対象とする。

※ただし、以下の経費は委託金の対象外とする。

- ・留学生の集合場所までの交通費、宿泊費及び研修対象外の食糧費
- ・既に他の補助金・委託費等により支弁された経費
- ・事業との関連性が認められない経費

この他、「石見國コンソーシアム」 理事長 田中輝美氏（「石見國コンソーシアム」事務局）に、いわみ暮らし留学広報事業費として、199,850 円（うち消費税及び地方消費税の額 18,168 円）を支払うこと。

6 委託成果品

- (1) 毎月 1 回、活動実績及び今後の計画を報告すること。
- (2) 各回終了後 1 か月以内に、データ及び紙媒体にて実施報告書と留学生名簿を提出し、年度末には全体の実施報告書を提出すること。
- (3) 各回において、留学生を対象としたアンケートの作成、配布、回収、集計、分析を行う。また、留学生に対し、今後の益田市からの関係人口及び移住検討者向け情報の提供に関する同意の意向確認を行い、参加者名簿（住所及び連絡先を含む）を提出すること。
- (4) 写真または動画データは、DVD-R で提出すること。

7 委託料の支払い

- (1) 受託者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、受託者は概算払いを請求することができる。委託者は、請求があった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- (2) 実績額が契約額を下回った場合は、その額をもって変更契約を行う。また、留学生の受入れ実績によって、委託料の増額及び減額を行うものとする。但し、増額は予算の範囲内において行うこととする。
- (3) 業務により収入（収益）が発生した場合は、委託額から収入分を差し引いた額を変更契約とする。超過分の概算払いがある場合は返還する。
- (4) 特段の理由なく著しく目標未達の場合は契約を解除し、概算払いの全額または一部を返還することがある。

8 秘密の保持等

受託者は、業務履行上知り得た個人情報やデータ等を第三者に漏洩してはならず、この義務は契約終了後も存続する。

9 再委託の禁止

業務の全部または一部の再委託は原則禁止とする。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。

10 著作権等

- (1) 制作物に関する著作権者の権利（著作権法第 18～20 条）は行使しない。
- (2) 著作権法第 21～28 条の権利は委託者に無償譲渡する。ただし協議の上、譲渡を行わない場合もある。その際も使用権と改変権は委託者に留保する。
- (3) 譲渡前の著作権を第三者に譲渡しないこと。
- (4) 第三者の権利を侵害しないことを保証し、必要手続を行うこと。
- (5) 侵害により紛争が生じた場合は受託者の責任とする。

(6) 市から提供された既存情報の著作権は市に帰属する。

11 その他留意事項

- (1) 提供された資料は業務目的以外に使用せず、業務終了後は返却し、機器から削除して報告すること。
- (2) 市の条例・規則を遵守し、課題や改善提案等も行うこと。
- (3) 業務進行にあたり、市と密に連絡を取り、必要に応じて打合せを行い、進捗状況を定期的に報告すること。
- (4) 業務に必要な機器類は受託者が準備し、保守・管理を行うこと。

12 その他

- (1) 仕様の詳細は、受託者決定後に市と協議の上で確定する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、その都度協議の上で決定する。